

AHS 利用者に対する AHS システム理解促進策（案）

1. 理解促進策の実施目的

ドライバーが AHS システムの性能限界等を理解していることは、AHS システムがドライバーによる安全運転を効果的に支援するための前提条件である。

したがって、道理管理者、車載器メーカーが公の営造物にかかる設置・管理責任、製造物責任の観点から、AHS 利用者に対して AHS システムに関する理解促進策を実施することは、AHS サービスに対する不知・誤解・過信による交通事故の発生を防止することにつながるものである。

2. AHS 利用者に理解してもらうべき内容

AHS システムの特性を踏まえると、上記目的の観点からの AHS 利用者への周知事項の種類と、現段階で考えられる内容項目は下表に示すとおりである。

システム内容は異なるが、VICS 対応カーナビゲーションシステム、ETC 車載器、ACC（Adaptive Cruise Control）、ABS（Anti-lock Braking System）において、下表に示す 4 つの種類に対応する内容が利用者に説明されている。

表 AHS 利用者に理解してもらうべき内容

種 類		現段階で考えられる内容項目 1)
①サービスの位置づけと使い方 (総論)		・ドライバーが行うべき安全運転を支援する情報提供にすぎないこと ・決して安全運転を保証するものではないこと ・サービス提供区間であってもサービスを過信せず、道交法上の安全運転のためのルールを遵守すべきこと
②サービスの内容		・情報提供する危険事象の範囲、定義 ・情報提供の対象となる車のスピード ・情報提供のタイミング
③サービスの性能限界	a. サービス不提供の可能性	・センサーの未検出や通信断等により、情報が提供されない可能性があること ・センサーの未検出については、特にその可能性が高くなる場面の特定 ・通信断については、サービス提供区間に入った時に、サービスを受けられる状態にあるか否かの判断方法 ・サービス提供区間進入後、システムによる情報提供がなくても、ドライバーが取るべき安全運転方法の特定
	b. 誤ったサービス提供の可能性	・センサーの誤検出等により、誤情報を提供する可能性があること ・センサーの誤検出については、特にその可能性が高くなる場面の特定 ・サービス提供区間進入後、システムによる情報提供後においても、ドライバーが取るべき安全運転方法の特定
④車載器の故障をもたらし誤使用		・故障につながる誤使用の特定

3. AHS 利用者への周知方法

利用者への周知のタイミングとしては、車載器の購入段階、AHS システムの利用段階の 2 段階がある。また、周知の媒体としては、車載器の購入段階では①取扱説明書と②販売員による口頭説明の 2 つの方法があり、AHS システムの利用段階では③車載器表示の方法がある。

この 3 つの方法を全利用者への周知可能性（購入者、非購入者）、全内容の周知可能性、実施の確実性の観点から評価すると下表に示すとおりとなる。単独の方法で全ての要件を満足するものはないため、全ての方法をその特性に応じて組み合わせて実施することが望ましい。

表 AHS 利用者への周知方法

段 階	媒 体	全利用者への周知可能性		全内容の周知可能性	実施の確実性
		購入者	非購入者		
車載器の購入段階	①車載器の取扱説明書に記載	△ ¹⁾	×	△ ²⁾	○
	②車載器の販売員が口頭で説明	○	×	○	△ ³⁾
AHS システムの利用段階	③車載器の起動段階で車載器が表示 ⁴⁾	○	○	△ ⁵⁾	○

1) 全ての購入者が取扱説明書を読むとは限らない

2) 取扱説明書の内容を全て読むとは限らない

3) サービス提供者（道路管理者、車載器メーカー）から販売店に、AHS サービスの性能限界を購入者に説明することをお願いしたとしても、徹底されない可能性がある。

4) 例えば、「AHS システムが作動開始します。AHS システムは××するものです。気象状況等により正常に作動しない場合がありますので、安全運転に十分注意してお使い下さい。詳しいことは、取扱説明書に書いてあるので、よく読んでからお使い下さい」というような表示

5) 時間的制約から全てを周知することは困難

VICS 対応カーナビゲーションシステム、ETC 車載器、ACC、ABS では、2. に示した 4 種類の内容が取扱説明書に記載されているとともに、一部の内容については車載器等システムによる表示方法も取られている。

製造物責任分野においては、警告表示の方法は本体表示が原則であり、場所の制約がある場合やさらに詳細な説明が必要な場合は本体表示に即して取扱説明書に記載することが望ましい、とされている。